

## 運転免許更新時講習のお知らせ

### 優良運転者講習(30分)

10月6日(火) 午後1時00分から 天塩町社会福祉会館

10月17日(土) 午後1時00分から 豊富町町民センター

### 違反運転者講習(2時間)

10月17日(土) 午後3時30分から 豊富町町民センター

情報

インフォメーション

## 子どもたちは家庭のめくもりを求めています～あなたも「里親」になりませんか～

**【「里親」とは】** 子どもは、あたたかい家庭で愛され、大切に育てられることによって、健やかに成長していきます。しかし、家庭のさまざまな事情により、どうしても家庭での養育を受けることができない子どももいます。そのような子どもを自分の家庭に迎え入れ、親身になって、愛情と誠意をもって養育して下さる方を「里親」といいます。

**【「里親」になるには】** 里親になるには、子どもが好きで健康な明るい家庭であれば、どなたでも申し込むことができます。

養育を委託する期間は、短期間から数年間となっています。里親になりたいと希望される方は、家族全員で話し合いのうえ、お近くの児童相談所に相談してください。

児童相談所から里親について詳しい説明をさせていただきます。

お申し込みは随時受け付けています。受付後に、ご家庭の状況調査・数日間の研修、認定・登録を経て、子どもの養育をお願いすることになります。

**【「里親」になったら】** 子どもの養育をお願いしている間は、子どもの養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、医療費など公費で支給されます。

何か困ったことがあれば、児童相談所の職員が、いつでも相談に乗ります。

都合により、一時的に休みたいときは、休むことも可能です。また、里親同士お互いに助け合えるようになっています。

### 【「里親」になるまでの手続き】

- ①申込 児童相談所へ相談
- ②調査 児童相談所職員が面接やご家庭を訪問し、家庭状況を把握
- ③研修 基礎研修、認定前研修を受講
- ④認定 知事が、社会福祉審議会の意見を聴き、里親としての適否を審査し、認定
- ⑤登録 知事が認定した方を里親として登録
- ⑥委託 児童相談所で、子どもと里親の条件を考慮したうえで委託

### 【問い合わせ先】

北海道旭川児童相談所  
旭川市10条通11丁目  
電話0166-23-8195

## 野焼きは法律で禁止されています

野外焼却、いわゆる「野焼き」は、ばい煙の発生だけでなく、悪臭や有害物質「ダイオキシン類」等の発生や火災の原因にもなるため、一部の例外(下記参照)を除き廃棄物処理法で禁止されています。これに違反した場合、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれらの併科に処せられます。また、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。

### ●例外的に野焼きが認められる場合

1. 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
(例: どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却など)
2. 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
(例: 農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却など)
3. たき火その他日常生活を営むうえで、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
(例: たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却など)

※「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことですので、周辺住民から苦情が生じた場合は軽微な焼却とは認められませんのでご注意ください。

☆上記の焼却に、ビニールやプラスチック類が混ざらぬよう、気をつけてください。

☆また、風向きと時間帯を考え、燃やしたまま放置しないようにしましょう。

※軽微な焼却についても、火災と紛らわしい煙など発生するおそれのある行為については、北留萌消防組合火災予防条例により消防署への届出が必要となります。

これは、煙を火災と間違えて119番通報したりすることを避けるためのもので、消防が野焼きをしてもいいと認めているものではありませんのでご注意ください。

問い合わせ先 幌延町役場町民課生活環境グループ 電話: 5-1115 告知端末機: 5-8815